

上尾市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第39号

上尾市下水道条例の一部を改正する条例

上尾市下水道条例（昭和50年上尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「のます」を「の取付管」に、「公共ます等」を「取付管等」に改め、同条第2号及び第3号中「公共ます等」を「取付管等」に改める。

第7条中「。第8条の2において同じ」を削り、同条ただし書中「市において工事を実施するとき」を「規則で定める場合」に改める。

第8条の2第1号中「専属の責任技術者（）」を「営業所又は店舗ごとに、」に、「者をいう。（以下この章において同じ）」を「者（以下この章において「責任技術者」という）」に、「有している」を「選任している」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、県内の他の営業所又は店舗について兼任することを妨げない。

第8条の10第2項第5号中「専属する」を「選任した」に改める。

第8条の12を次のように改める。

第8条の12 削除

第8条の19第3項中「、第8条の12第1項に規定する場合を除き」を削る。

第9条第1項第1号中「以下」を「未満」に改め、同項第2号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第3号、第4号、第6号及び第7号中「以下」を「未満」に改める。

第10条第1項第1号中「以下」を「未満」に改め、同項第2号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第4号中「以下」を「未満」に改める。

第11条第1項第2号及び第3号中「以下」を「未満」に改め、同項第4号中「5以上9以下」を「5を超え9未満」に改め、同項第5号、第6号、

第 8 号及び第 9 号中「以下」を「未満」に改め、同条第 2 項中「以下」を「未満」に、「5 以上」を「5 を超え」に、「5. 7 以上」を「5. 7 を超え」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市下水道条例（以下「新条例」という。）第 4 条及び第 7 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う排水設備（新条例第 2 条第 5 号に規定する排水設備をいう。以下同じ。）の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）について適用し、施行日前に行う排水設備の新設等については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 8 条の 2 の規定は、施行日以後に指定工事店（新条例第 7 条に規定する指定工事店をいう。以下同じ。）の指定について適用し、施行日前に行う指定工事店の指定については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 8 条の 10 の規定は、施行日以後に新条例第 8 条の 2 各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについて適用し、施行日前にこの条例による改正前の上尾市下水道条例第 8 条の 2 各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときについては、なお従前の例による。
- 5 新条例第 9 条から第 11 条までの規定は、施行日以後に下水を排除する者について適用し、施行日前に下水を排除する者については、なお従前の例による。